

社会福祉法人ふくよか福祉会

非常勤役員に対する役員報酬規程

非常勤役員に対する役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくよか福祉会の非常勤役員（評議員選任・解任委員及び評議員並びに理事、監事）に対する役員報酬の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤役員が、理事長の招集に応じ評議員会、理事会に出席したとき及び理事長の招集により開催する研修会等に参加したときの役員報酬の額は、車賃を含め一律3,000円とする。

2 監事が、会計監査のため出席したときは、車賃を含め一律4,000円とする。

附 則

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年6月20日から施行する。ただし、この規程の施行前に実施した行為は、変更後の規程に基づいて施行したものとみなす。